



茨城労働局発表
平成28年9月30日(金)

【照会先】
茨城労働局雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 小林 謙
雇用環境改善・均等推進指導官 大和田真由香
(電話) 029-277-8295 (8294)

**来年1月1日から、いわゆる「マタハラ」防止措置が事業主に義務付けられます
「改正育児・介護休業法等説明会」や特別相談窓口の開設により、集中的な周知を行います**

茨城労働局（局長：西井 裕樹）では、本年9月1日～12月末まで全国の労働局で実施している「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環として、

- ① 「改正育児・介護休業法等説明会」の開催（県内5か所） ⇒ 【資料1・2参照】
- ② 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置 ⇒ 【資料3参照】

を行います。

「改正育児・介護休業法」及び「改正男女雇用機会均等法」は、妊娠・出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができるよう、仕事と家庭を両立できる社会の実現を目指し、平成29年1月1日から施行され、いわゆるマタハラ（妊娠・出産・育児休業等を理由としたハラスメント）対策も新たに事業主に義務付けられます。また、介護休業・育児休業も取得しやすくなります。

このため、①事業主・人事労務担当者の方を対象に、改正法に沿った就業規則等の規定整備やマタハラ防止措置について説明する「改正育児・介護休業法等説明会」を開催するほか（参加費無料、説明会終了後は個別相談会を実施します）、②労働者・事業主のどちらからの相談も受け付ける「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置します。

① 「改正育児・介護休業法等説明会」の開催（県内5か所） 【資料1・2参照】

開催地区	開催日	開催時刻	開催場所
筑西	10月19日(水)	13:00～15:00	茨城県県西生涯学習センター(中講座室) 筑西市野殿 1371
鹿行	11月2日(水)		茨城県鹿行生涯学習センター(講座室2) 行方市宇崎 1389
水戸	11月10日(木)		茨城県総合福祉会館(大研修室) 水戸市千波町 1918
常総	11月14日(月)		ポリテクセンター茨城(会議室1) 常総市水海道高野町 591
土浦	11月16日(水)		茨城県県南生涯学習センター(多目的ホール) 土浦市大和町 9-1 ウララビル 5F

<内容>

①説明 13:00～15:00

- 「改正育児・介護休業法」及び「改正男女雇用機会均等法」について
- 働き方改革、配偶者手当見直しについて

②個別相談会 15:00～

- 説明会終了後、30分程度実施

(裏面に続きます)

② 「ハラスメント対応特別相談窓口」の設置

【資料3参照】

労働者の方・企業の方からのご相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を設置しています。
妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについての相談を中心に、電話又は来庁により受け付けます。

- 匿名でも可能です。
- ご相談者の性別は問いません。
- プライバシーは守られます。
- 相談無料です。

【茨城労働局 ハラスメント対応特別相談窓口】

茨城労働局雇用環境・均等室【相談・指導部門】

☎029-277-8295

受付時間… 8:30～17:15(平日)

※土・日・祝・年末年始を除く

所在地：〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎6F

※平成28年12月末まで「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」の一環として設置するもので、平成29年1月以降も引き続き雇用環境・均等室でご相談を受け付けます。

【参考：セクハラ・マタハラに係る相談件数(茨城労働局管内)】 (件)

種別	年度	平成26年度	平成27年度
	セクハラ関係	163	152
マタハラ関係		74	109
	うち妊娠等不利益(均等法9条)	(48)	(74)
	うち育休等不利益(育介法10条)	(26)	(35)

<添付資料>

資料1：改正育児・介護休業法等説明会(案内チラシ)

資料2：「育児・介護休業法が改正されます」(リーフレット)

資料3：ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！(案内チラシ)